

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

請負代金法定福利費内訳書の提出について（通知）

公平で健全な競争環境を構築し、建設業の担い手を育成・確保するため、令和 5 年 5 月 19 日付け 5 土第 107 号にて、請負代金法定福利費内訳書（以下「内訳書」とする。）の提出について通知したところですが、令和 6 年 6 月 1 日以降に契約を締結する工事から、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴職におかれましては、事務に遺漏がないよう、貴会員（組合員）に対する周知をお願いします。

なお、令和 5 年 5 月 19 日付け 5 土第 107 号「請負代金法定福利費内訳書の提出について（通知）」は令和 6 年 5 月 31 日をもって廃止します。

記

- 1 対象工事  
契約書を作成するすべての県発注工事
- 2 内訳書の様式  
（様式 1）のとおり  
様式掲載場所 URL（建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ）  
<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>
- 3 内訳書の提出方法  
受注者は、契約締結後 14 日以内に、内訳書（様式 1）を発注者に提出する
- 4 内訳書の内容確認方法
  - （1）内訳書に記載された法定福利費の額と、下記の算定式により算出した「法定福利費概算額」を照合する。  
【法定福利費概算額＝予定価格×該当工種の法定福利費の割合※】  
※当該年度における該当工種の法定福利費の割合（別紙参照）
  - （2）内訳書に記載された法定福利費の額が、法定福利費概算額の 2 分の 1 を下回る場合、または、明らかに不相当と思われる場合、発注者から受注者に対し、算出方法に誤りがないか確認し、内訳書の記載に誤りがあれば再提出を求める。このとき、受注者から妥当な説明や、内訳書の修正がない場合は、建設業法第 19 条の 3 への違反が疑われるため、発注者から、建設業許可行政庁へ報告を行う。

お問合せ先  
愛媛県土木部土木管理局土木管理課  
契約・建設業グループ  
TEL：089-912-2643（係直通）